

## 旭川地区コンクール審査内規

1. 審査員の数は原則として7名とする。
2. 審査員は審査票に「技術」「表現」の2項目を10点～1点の10段階で評価し記入する。  
(1人 20点満点～7人の合計 140点満点→吹奏楽コンクールA編成は 280点満点)
3. 各審査員は最大でその部門の代表枠の数まで、地区代表として団体(個人)を推薦することが出来る。その際、推薦した団体(個人)の審査票に○印をつける。
4. ○印1個につき1点を、上記2の点数に加点し、その団体(個人)の総合得点とする。
5. 各部門の代表数の決定は次の通りとする。
  - (1) 上記3でつけた○印が代表枠の数と同数の審査員が過半数に達した場合は、代表枠の数をその部門の代表数とする。
  - (2) 上記(1)で過半数に達しない場合は(代表枠の数-1)個以上の○印をつけた審査員の数を数え、それが過半数に達した場合は、(代表枠の数-1)をその部門の代表数とする。
  - (3) 上記(2)までで決まらないときには、以下同様に審査員の数が過半数に達するまで(代表枠-2)個以上、(代表枠-3)個以上、……の○印をつけた審査員の数を数え、その部門の代表数を決定する。
  - (4) また、○印をつけなかった審査員が過半数に達した場合は、その部門の代表は「無し」となる。
6. 各部門の代表の決定は次の通りとする
  - (1) 上記3でつけた○印が審査員の過半数に達した団体(個人)を代表とする。
  - (2) ○印が過半数に達した団体(個人)が上記5で決まった代表数を超えた場合は、総合得点の高い順に代表とし、総合得点が高点の場合は○印の多い方を代表とする。
  - (3) ○印が過半数に達した団体(個人)が上記5で決まった代表数に満たない場合は、総合得点の高い順に代表とし、総合得点が高点の場合は○印の多い方を代表とする。
  - (4) 上記(2)(3)で総合得点が高点で○印も同数となった場合は、各審査員の評価の上下関係を見て、代表を決定する。
  - (5) 上記の判定で決まらない場合は、審査員の協議で決定する。
  - (6) アンサンブルの代表については北海道吹奏楽連盟の規定により、同一団体から複数のグループを代表とすることができないので、そのような状況になった場合は、その団体の上位のグループのみを代表とし、上記(1)～(5)の方法で他団体から繰り上げて代表を決定する。

(7) 代表になった団体(個人)が下記7で決定される各賞で銀賞, 銅賞だった場合はそのまま銀賞代表, 銅賞代表として発表する。ただし, 代表になった団体(個人)よりも上位の賞を得たにもかかわらず代表を逃した団体(個人)が存在する場合に限り, 発表時の整合性を保つために, 代表を逃した団体(個人)と同じ賞に繰り上げて発表する。

7. 各団体(個人)の金・銀・銅の各賞の決定は, 上記4で決まった総合得点(技術・表現…140点満点, ○印…7点満点～合計 147点満点→吹奏楽コンクールA編成は 287点満点)をもとに次のように決定する。

金 賞 = <u>106点</u> 以上	銀 賞 = <u>49点～105点</u>	銅 賞 = <u>48点</u> 以下
(A編成) ( <u>211点</u> 以上)	( <u>98点～210点</u> )	( <u>97点</u> 以下)

8. 審査員の数都合により5名になった場合は, 以上の内規の得点部分を5名用に換算し, この内規をそのまま準用する。

金 賞 = <u>76点</u> 以上	銀 賞 = <u>35点～75点</u>	銅 賞 = <u>34点</u> 以下
(A編成) ( <u>151点</u> 以上)	( <u>70点～150点</u> )	( <u>69点</u> 以下)

9. 審査票, 審査集計一覧表は出場団体(個人)に, 原則として当日配布する。

10. 以上に問題が生じた場合は, 審査員等の意見を参考にして理事長が決定する。

平成31年 4月 6日 一部改正施行